

子どもたちの安全が第一

放射線は成長期の子どもたちへの影響が心配されます。特に小児甲状腺がんの発生が心配です。子ども、孫を心配する方々から、いわき市の甲状腺検査はいつ始まるのかとの質問がありますので、県の実実施計画等（詳細は裏面）をお知らせします。

本市の甲状腺検査時期は未定

県は、甲状腺検査（全県先行検査）については、平成23年10月から平成26年3月末までに、対象者全員の甲状腺超音波検査を実施し、現時点での甲状腺の状況を把握するとしています。いわき市の対象人数は60,932人です。

全市町村において、対象者は26年3月末までに一巡目の検査を受けることとなります。この際は、国の避難区域等指定市町村から着手し、その後、いわき市を含め3月18日時点での空間線量が高かった市町村順に検査を進めるとしています。

いわき市の検査時期はいまのところ決定していません。

専門医の育成が急務

地域の医療機関での実施体制の整備が急務ですが、専門医が不足しています。県内には専門医6名を含め10名程度の関連の専門医のみです。

県は、これから県内の協力機関等の指導医、検査技師の育成を行い、段階的に県内の検査協力機関等においても甲状腺検査が行われるよう検査体制を整備するとしています。

私は、超音波検査機が設置されている地域の医療機関で速やかに実施できないか、県に求めました。

県の回答は、専門医が少ないのでこれから育成しなければならないが、できるだけ早い時期に実施できるように体制の整備を進めていくとのことでした。

専門家 検査の回数を増やせ

県の甲状腺検査実施計画によれば、先行検査と本格検査になっています。本格検査は2年に一度になります。

こうした検査体制について、疑問を唱える専門化もあります。甲状腺ガンは、早期発見すれば助かるけれども、遅れて転移してしまったら危険になる。触診でも、ある程度、腫れてきていることがわかるので簡易的な検査を、半年に一度など、回数を増やすべきとの指摘です。また甲状腺の調査だけに限定することも問題との指摘です。定期的な血液検査についても実施すべきとのことです。

皆さんの声を聞いて「安全」をつくります

県の健康調査は、県民の安全を守るには不十分です。また健康調査票を補償の資料として使わせてはなりません。

私は、県民の皆さまの声を聞きながら「安全」をつくっていきます。

◎ 子どもたちを内部被曝から守るために親ができる30のこと（野呂美香著）

「子どもたちを内部被ばくから守るために親ができる30のこと」の中から、抜粋しました。

子育てのお母さん方の参考になればと思います。

- 1 昆布、わかめ、ヒジキ、海草などをこまめに食べる
- 2 お腹がすいているときに、新鮮なりんご、桃、バナナを食べる
- 3 自家製の野菜ジュース、果物ジュースを、搾ってから15～25分以内に飲む
- 4 味噌汁を飲む、自家製の漬物を食べる
- 5 ゴマやヒジキを食べる
- 6 洗う、皮をはぐ、塩水に浸ける、熱を通す、煮汁をすてる
- 7 白いご飯にむぎや雑穀を加えて



1 実施計画

(1) 対象者

平成23年3月11日時点で、0歳から18歳までの全県民。平成4年4月2日から平成23年4月1日まで生まれた県内居住者(県内避難者も含む)

(2) 実施方法

県立医科大学、県内外の医療機関等が連携して甲状腺超音波検査を実施。また検査の結果、しこり等が認められた場合は、医科大学付属病院等で二次検査(細胞検査、血液、尿検査等)を行う。

(3) 実施計画

- ①先行検査：平成23年10月から平成26年3月末までに、先行検査として対象となる全県民に、甲状腺超音波検査を実施し、現時点での甲状腺の状況を把握する。
- ②本格調査：平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る。(平成23年4月2日から平成24年4月1日に生まれた方は、平成26年4月以降の検査になる)

(実施概要)

	事項	時期	実施場所	対象者
検査 1回目	先行検査	平成23年10月 ～11月	医科大学付属病院 1階整形外科外来	計画的避難区域の対象者の1部 (川俣町山木屋地区、浪江町、 飯館村)
	全 県 先行調査	平成23年11月 ～平成26年3月	保健センター 公民館 学校等の施設	計画的避難区域の未実施者及び 計画的避難区域以外の対象者
2回目 以降	全県 本格検査	平成26年4月 以降	県内の検査拠点施設 や県外の医療機関等	上記対象者全員

2 全県先行検査

(1) 実施体制

① 基本的実施体制

医大スタッフが中心となって、5班編成で出張検査(ポータブル超音波検査機による検査)1班当たりの検査対象者数は、100名/日 5班で500名/日(1週間あたり2,500名を)を予定。

② 協力機関等による実施体制

上記①において、県内医療機関等と連携しながら実施することにより、県内の協力機関等の指導医、検査技師の育成を行い、段階的に県内の検査協力機関等においても甲状腺検査が行えるよう検査体制を整える。

県外においても甲状腺検査が可能となる医療機関等の指定を行うなど、甲状腺検査が行えるよう検査体制を整える。

(2) 実施時期 平成23年11月下旬以降

具体的スケジュールは、

- ① 国の避難区域等指定市町村から順次検査を実施。田村市、南相馬市、伊達市、川俣町(山木屋地区以外)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村
- ② 上記①検査終了後、国の避難区域等指定市町村以外の市町村に対して検査を実施
避難区域等指定市町村以外の市町村においては、原則として平成23年3月18日時点の環境放射能モニタリング結果(福島県等測定結果)の高かった順に検査を実施。